

天草市 ふるさと応援寄附金

市では、魅力ある住みよいまちづくりを目ざして、さまざまな事業に取り組んでいます。この取り組みに対して、市外にお住まいの皆さんから「ふるさと納税」という方法で寄附を受けています。

市民の皆さんには、この「ふるさと納税」をより多くの人に知っていただくために、市外にお住まいの親戚や知人などへのPRに、ご協力をお願いします。

◆寄附金のメニュー(使い道)が選択できます！

- ①地域コミュニティづくり…まちづくり協議会、地区振興会への支援
- ②世界遺産のまちづくり…世界遺産登録を目ざす「天草の崎津集落」の環境整備など
- ③イルカの島づくり…イルカに関連する観光振興など
- ④がまだせ天草エアライン…天草エアライン利用促進・運航支援など
- ⑤市長おまかせ…天草市の活性化につながる事業に活用します

◆『お礼品』を贈呈します！

住所が市外の人で1万円以上の寄附をいただいた人に、市内で生産・製造された特産品などを贈呈します。平成28年4月からさらにお礼品を充実し、肉類や海産物、米、野菜・果物、天草エアラインのチケットなど、寄附金額に応じて選ぶことができます。お礼品は市のホームページのほか、本庁・各支所に備え付けのカタログでご覧いただけます(上記①については、指定された団体の独自のお礼品を選ぶこともできます)。

◆平成27年度の実績

総額 87,953,000円

- ①地域コミュニティづくり……17,664,000円
- ②世界遺産のまちづくり……15,706,000円
- ③イルカの島づくり……12,101,000円
- ④がまだせ天草エアライン……8,410,000円
- ⑤市長おまかせ……34,072,000円

◆寄附の方法

インターネットのふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」(検索サイトで「ふるさとチョイス 天草市」と入力し検索)から行うことができます。

また、申込書による方法もあります。申込書は市のホームページで取得できるほか、電話で本庁・財政課へ請求すると同課から送付します。

【ふるさと納税制度とは】

出身地などの地方自治体に対する寄附のことです。寄附をした場合、寄附金の2,000円を超える部分について、住民税(所得割)の一定割合を限度に所得税や住民税から税額控除を受けることができます。なお、法人が寄附をした場合は法人税を算定される際に、寄附金の全額を損金に算入できます。



▲QRコード

市が保有する施設を管理する基本的な方針を定めました

天草市公共施設等総合管理計画を策定

市では、合併前の旧市町で整備した施設や新たに建設した施設など多くの公共施設やインフラ施設を管理しています。これらが時間の経過とともに老朽化し、このまま使用を続けるには、推計で年間約154億円の費用をかけて大規模な修繕や建て替えなどが必要になります。しかし、これらを賄うための予算は確保できません。

今後、少子高齢化など、市を取り巻く社会状況や財政状況の変化に応じて、施設ごとに必要性などを検証しながら維持管理を行わなくてはなりません。

このため、公共施設などを管理するための基本的な方針を定めた「天草市公共施設等総合管理計画」を策定しましたので、この内容をお知らせします。

※公共施設等更新費用試算ソフト(総務省提供で公共施設(ハコモノ)およびインフラ施設(道路、橋りょう、上下水道、漁港、港湾、公園など)の将来40年間の更新費用を試算)

【問い合わせ先】本庁・管財課 ☎1111

計画の概要

●計画の位置づけ

「第2次天草市総合計画」のもと、「天草市行財政改革大綱」や「天草市財政健全化計画」と連動した計画とします。

●計画期間＝平成28年度～同42年度(15年間)。

●計画の対象＝市が保有する建物(平成26年度末2,546施設)および道路や公園、上下水道施設などのインフラ施設。

●基本的な考え方

①保有総量の縮小

既存施設の整理・統廃合を推進。建て替えが必要な場合は、既存施設の有効活用を検討。

②効果的かつ効率的利活用の推進

適切な管理運営方針の選定。空きスペースの有効活用。未利用施設は売却・貸付などの方針を検討。

③長寿命化の推進

改修の優先順位を決め、計画的な改修・耐震化を実施。省エネや省資源化など環境性能の向上。

●計画の推進(今後の取り組み)

本計画に基づき、施設ごとに処分や集約化、複合化など具体的な検討を行います。また、インフラ施設については、長寿命化計画を策定し、適正な維持保全と維持管理費の縮減に取り組みます。

●情報の共有

計画の見直し等を行った場合は、ホームページなどで公表します。また、必要な場合は市民の皆さんに説明を行います。